

定期報告制度の一部改正について（お知らせ）

令和7年7月1日施行の国の定期報告制度見直しについて、秋田市では、原則として国の改正内容を踏襲しますが、「常閉防火扉（常時閉鎖式防火戸）」および「可動式防煙壁（可動防煙垂れ壁）」の項目は、これまでどおり「建築物定期調査」での報告対象となります。主な変更点は、以下のとおりです。

1 建築物

(1) 各階の主要な常閉防火扉の調査項目【秋田市対応】

常閉防火扉は「防火設備」の報告対象に移行せず、従来どおり「建築物」の調査項目としました。（市細則で付加）

※各階の主要な「常閉防火扉」とは

- ①避難経路に設けられたもの
- ②吹抜きに面して設けられたもの
- ③日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの
- ④前回の調査時に調査しなかったもの
- ⑤前回の調査時に指摘のあったもの（要是正のもの）

(2) 可動式防煙壁の調査項目【秋田市対応】

可動式防煙壁（可動防煙垂れ壁）の作動の状況の項目は、従来どおり「建築物」の調査項目としました。（市細則で付加）

(3) 重複項目の整理

「建築物」から以下の項目が削除され、「建築設備」等の検査に移行しました。

- ・換気設備、排煙設備および非常用の照明装置の「作動の状況」は「建築設備」で検査
- ・換気設備および非常用の照明装置の「物品の放置の状況」は「建築設備」で検査
- ・非常用エレベーターの「作動の状況」は、昇降機定期検査で実施

(4) 防火区画の図示

「建築物」の調査結果図（各階平面図）に防火区画の明示が必要となりました。（「建築設備」および「防火設備」の検査でも活用）

(5) 「建築物」の調査項目の追加

- ・大規模木造建築物に設置したスプリンクラー設備（法第21条第2項の規定に基づく令和6年国交省告示第284号の規定で緩和適用のものに限る。）の項目追加

(6) 新技術の活用 ※「建築設備」・「防火設備」共通

「目視により確認」が「目視又はこれに類する方法により確認」に変更し、ファイバースコープ、双眼鏡、赤外線装置、可視カメラ、拡大鏡等の検査器具類（ドローン調査を含む。）の使用が可能となりました。

2 建築設備

(1) 重複項目の整理

- ・換気設備および非常用の照明装置の「物品の放置の状況」の項目の追加

(2) 新技術の活用

- ・非常用の照明装置に自動検査機能を有する機器においては、非常点灯終了後の表示等の確認で検査可能
- ・「目視又はこれに類する方法により確認」の変更 ※建築物の変更点(6)参照

3 防火設備

(1) 危害防止装置の検査対象の明確化

- ・検査対象が人の通行の用に供する部分に明確化され、管理人室の受付カウンター上部のシャッターなどは対象外

(2) 障害物の検査事項

- ・防火扉等の閉鎖又は作動の障害となる「非常用の照明装置及び懸垂物等の状況」が検査対象に追加

(3) 新技術の活用

- ・「目視又はこれに類する方法により確認」の変更 ※建築物の変更点(6)参照

4 報告様式の変更

令和7年7月1日以降、以下の様式が変更となりました。令和7年度から新様式により報告してください。

また、建築物の付加項目（常閉防火扉および可動式防煙壁）の調査結果は、建築物の調査結果表「7 上記以外の調査項目」欄又は参考様式に記入のうえ、報告してください。

「建築物」：調査結果表、調査結果図

「建築設備」：検査結果表、別表4（非常用の照明装置の照度測定表）

「防火設備」：検査結果表

5 改正内容の詳細・様式ダウンロード等

国の改正内容の詳細、新様式等は、以下のURLまたはQRコードから本市ウェブサイトでご確認ください。

定期報告制度について - 秋田市

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007494/1007887.html>

